

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案について
(両立支援等助成金の見直し関係)

雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課

改正の内容

○介護離職防止支援助成金の創設（雇保則第 116 条第 4 項）

仕事と介護との両立の推進に資する職場環境を整備し、介護休業を取得・職場復帰をした労働者や介護のための所定外労働の制限制度等の利用者が生じた事業主に対して、助成金を支給する。

《助成対象事業主》

以下の要件を満たす事業主

- ①仕事と介護との両立の推進に資する職場環境の整備
- ②「介護支援プラン」の策定・導入

《支給額》

対象事業主が雇用する被保険者が、

- ①介護休業を 1 か月以上取得し復帰した場合
1 人あたり 40 万円（中小企業事業主 60 万円）
- ②介護のための勤務制度（所定外労働の制限、時差出勤、深夜業の制限）を
3 か月以上利用した場合
1 人あたり 20 万円（中小企業事業主 30 万円）

※ 1 それぞれ 1 事業主 2 人まで（期間の定めのない労働契約を締結している者、期間を定めて雇用される者一人ずつ）支給

※ 2 なお、当該助成金の創設に伴い、介護支援取組助成金は廃止する。